

線引きNO、避難の権利を認めさせよう

原発被害者

集団訴訟

第二陣

第13回口頭弁論期日



2018年3月29日(木) 10:30～千葉地方裁判所・新館6階601号法廷

今回の裁判のみどころは？

裁判所は、第15回口頭弁論期日として、8月30日(木)午後1時30分を指定し、この日に審理を終結(結審)予定である旨述べました。原告本人尋問も、前回の裁判をもって、全世帯実施しました。

今回の裁判では、原告本人尋問でお話ししきれなかったこと等について、補充して立証します。結審予定日に向けて、当事者がどのような主張立証を行うか、具体化される予定です。

当日のスケジュール

- 10:00 千葉地方裁判所1階ロビー集合
※傍聴席の抽選が行われる予定です。
- 10:30 集団訴訟第2陣第13回口頭弁論開始
@千葉地裁601号法廷
- 11:30頃 報告集会@千葉県弁護士会3階講堂

傍聴に来てください。私たちの声を聴いてください。

原発被害救済千葉県弁護団

〒260-0013 千葉市中央区中央3-4-8 コーノスビル5階 藤井・滝沢総合法律事務所内

TEL:043-222-1831

FAX:043-222-1832

【弁護団HP】

原発被害救済千葉県弁護団

検索

集団訴訟第2陣 これまでの裁判の経緯と今後

原発被害者集団訴訟第2陣とは、2015年6月8日、福島第一原発事故によって千葉県に避難された6世帯19名（※現在の原告数）の区域外避難者の方が原告となり、国と東京電力にその責任を追及する裁判です。

これまで、合計12回の審理が行われました。この間、弁護団は、主に、①被告国には、本件原発事故を回避するために規制権限を行使すべきであり、規制権限を行使すれば本件原発事故を回避できたにも関わらず、これを怠っており、法律上の賠償責任を負っていること、②区域外避難者である原告の方が本件原発事故により避難したことは合理的であり、被告国と東京電力は、連帯して、原告の方々へ法律上の賠償責任を負っていること、を詳細に主張・立証してきました。

千葉地方裁判所は、3回の期日を亘って、全世帯の原告のお話を聞きました。そして、第12回口頭弁論期日後、千葉地方裁判所は、第15回口頭弁論期日として、8月30日（木）午後1時30分を指定し、この日に審理を終結（結審）予定である旨述べました（なお、結審日は、裁判所の判決が言い渡される日とは異なります。）。集団訴訟第2陣の進行は、既に判決が言い渡された集団訴訟第1陣よりも、1年近く早いです。

私たちは、この裁判に勝訴し、裁判所が国と東電の法的責任を認めることで、真の原発被害救済と事故の再発防止の実現を目指しております。そのためには、市民の皆様がこの裁判を注視し続けることが不可欠です。どうかお力をお貸しください。

集団訴訟第2陣裁判の目的

裁判所に以下の内容を認めさせ、原告の方々が完全かつ早期の賠償を受けることです。

1. 本件原発事故を引き起こした被告国及び被告東京電力による法的責任があること
2. 避難者を区域内・区域外と線引きすること自体がおかしいこと
3. 今回の原発事故で避難されたの方々には等しく避難する権利が認められること、そのうえで、原告の方々の健康面や生活面に対する支援体制の確立を促し、その痛みを国民一人一人が分かち合い、再びこのような悲惨な原発事故による被害や苦痛を生むことのないよう司法による救済を求めます。

今後の裁判の日程

2018年6月14日（木）午前10時30分

第14回口頭弁論期日@千葉地方裁判所601号法廷

2018年8月30日（木）午後1時30分 **結審予定日**

第15回口頭弁論期日@千葉地方裁判所601号法廷

千葉地方裁判所の場所

